

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和05年04月25日

計画の名称	城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり（第3期）													
計画の期間	令和03年度～令和07年度（5年間）								重点配分対象の該当					
交付対象	宮津市													
計画の目標	本市が有する自然、歴史及び文化等の資源を活かしながら、快適で魅力的な歩行者空間の創出とネットワーク化による回遊性の向上を図り、城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくりを目指してきたものを、引き続き、住民及び地域団体等と共に守り育てていく。													
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）		52	A	48	B	0	C	4	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	7.69	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
1	宮津市街地における観光入込客数を594,200人/年（R1）から653,600人/年（R7）に増加 宮津市街地における観光入込客数の調査	594200人/年	人/年	653600人/年
2	文珠地区における観光入込客数を1,131,100人/年（R1）から1,244,200人/年（R7）に増加 文珠地区における観光入込客数の調査	1131100人/年	人/年	1244200人/年
3	府中地区における観光入込客数を857,400人/年（R1）から943,100人/年（R7）に増加 府中地区における観光入込客数の調査	857400人/年	人/年	943100人/年

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	---------------

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
住環境整備事業	A16-001	住宅	一般	宮津市	間接	民間等	-	-	街なみ環境整備事業(宮津市街地地区)	協議会等活動助成、街なみ修景助成	宮津市						16	12.7	-
	A16-002	住宅	一般	宮津市	間接	民間等	-	-	街なみ環境整備事業(文珠地区)	協議会等活動助成、街なみ修景助成、空家除去	宮津市						16	24.34	-
	A16-003	住宅	一般	宮津市	間接	民間等	-	-	街なみ環境整備事業(府中地区)	協議会等活動助成、街なみ修景助成	宮津市						16	18.44	-
											小計						48		
											合計						48		

C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
												R03	R04	R05	R06	R07				
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
住環境整備事業	C16-001	住宅	一般	宮津市	間接	民間	-	-	美観電柱事業	電柱の統合、再配置、美観電柱への変更	宮津市						2	18.48	-	
		街なみ環境整備(A16-001~A16-003)とあわせて、電柱の統廃合、再配置や街なみと調和した美観電柱への変更を行うことで、歴史的な街なみ修景が図れる																		
	C16-002	住宅	一般	宮津市	間接	民間	-	-	環境整備事業	案内板などの設置等費用を助成	宮津市						1	18.48	-	
		街なみ環境整備(A16-001~A16-003)とあわせて、案内板等を設置することで、地域住民や観光客の利便性の向上が図れる																		
	C16-003	住宅	一般	宮津市	間接	民間	-	-	屋外広告物等助成事業	屋外広告物等の撤去、集約化費用を助成	宮津市						1	18.48	-	
		街なみ環境整備(A16-001~A16-003)とあわせて、屋外広告物等の撤去、集約化を図ることで、歴史的な街なみ修景が図れる																		
												小計						4		
												合計						4		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03	R04			
配分額 (a)	3	2			
計画別流用増 減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	3	2			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	3	2			
翌年度繰越額 (f)	0	0			
うち未契約繰越額(g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

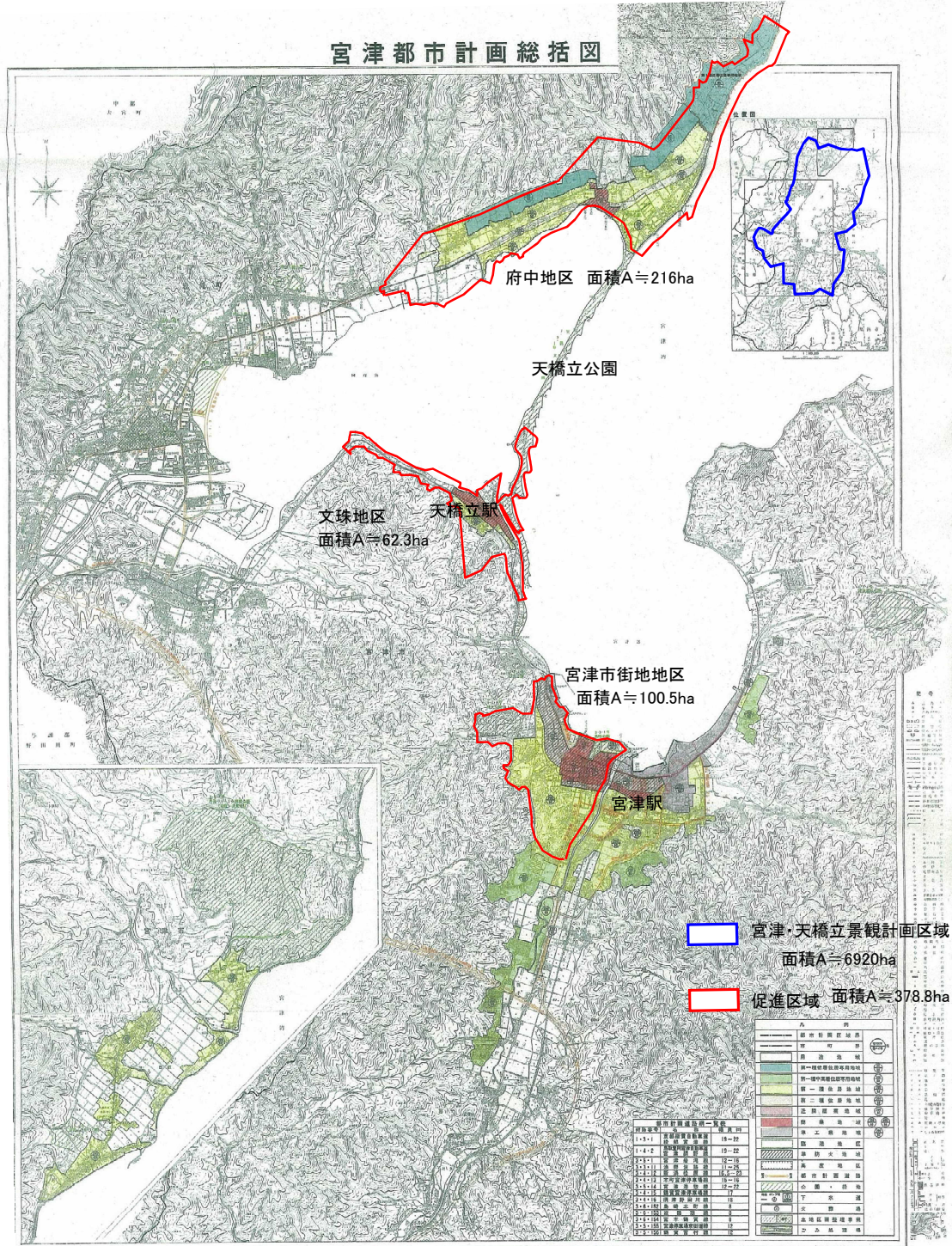
(参考図面①)【位置図・区域図】

区域又は地区名	宮津市街地・文珠・府中地区
---------	---------------

市町村位置図



宮津都市計画総括図



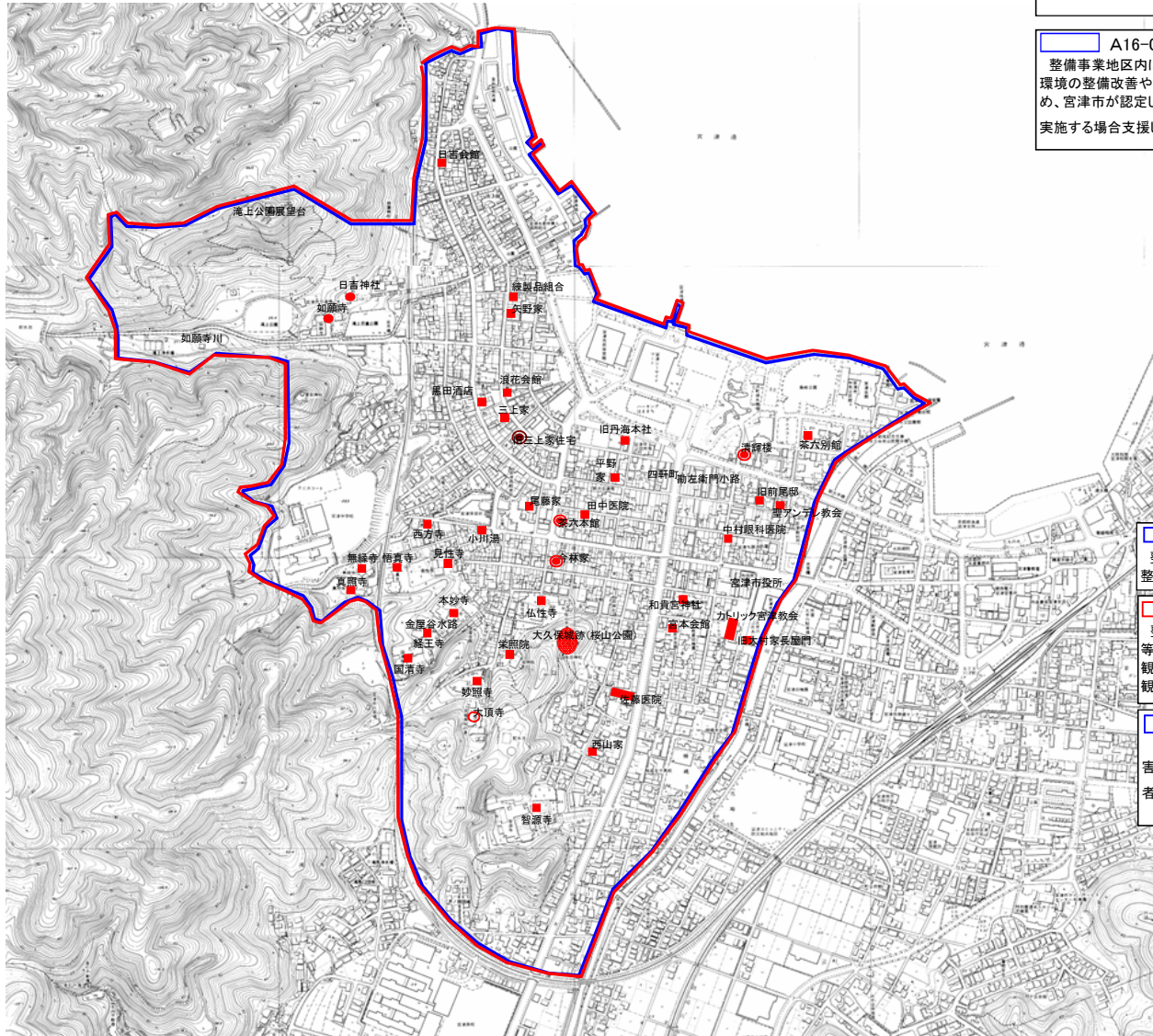
 宮津・天橋立景観計画区域
 面積A≒6920ha
 促進区域 面積A≒378.8ha

宮津市街地地区第一種市街地地区	
1-3-1	第一種市街地地区
1-3-2	第一種市街地地区(準)
1-4-1	第一種市街地地区(準)
1-4-2	第一種市街地地区(準)
1-4-3	第一種市街地地区(準)
1-4-4	第一種市街地地区(準)
1-4-5	第一種市街地地区(準)
1-4-6	第一種市街地地区(準)
1-4-7	第一種市街地地区(準)
1-4-8	第一種市街地地区(準)
1-4-9	第一種市街地地区(準)
1-4-10	第一種市街地地区(準)
1-4-11	第一種市街地地区(準)
1-4-12	第一種市街地地区(準)
1-4-13	第一種市街地地区(準)
1-4-14	第一種市街地地区(準)
1-4-15	第一種市街地地区(準)
1-4-16	第一種市街地地区(準)
1-4-17	第一種市街地地区(準)
1-4-18	第一種市街地地区(準)
1-4-19	第一種市街地地区(準)
1-4-20	第一種市街地地区(準)

(参考図面②) 地域住宅支援

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり (第3期)	交付対象	宮津市
計画の期間	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)		

A16-001
街なみ環境整備事業
(宮津市街地地区)



A16-001 協議会活動助成
整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集 等

A16-001 街なみ整備助成事業(修景施設整備)
整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

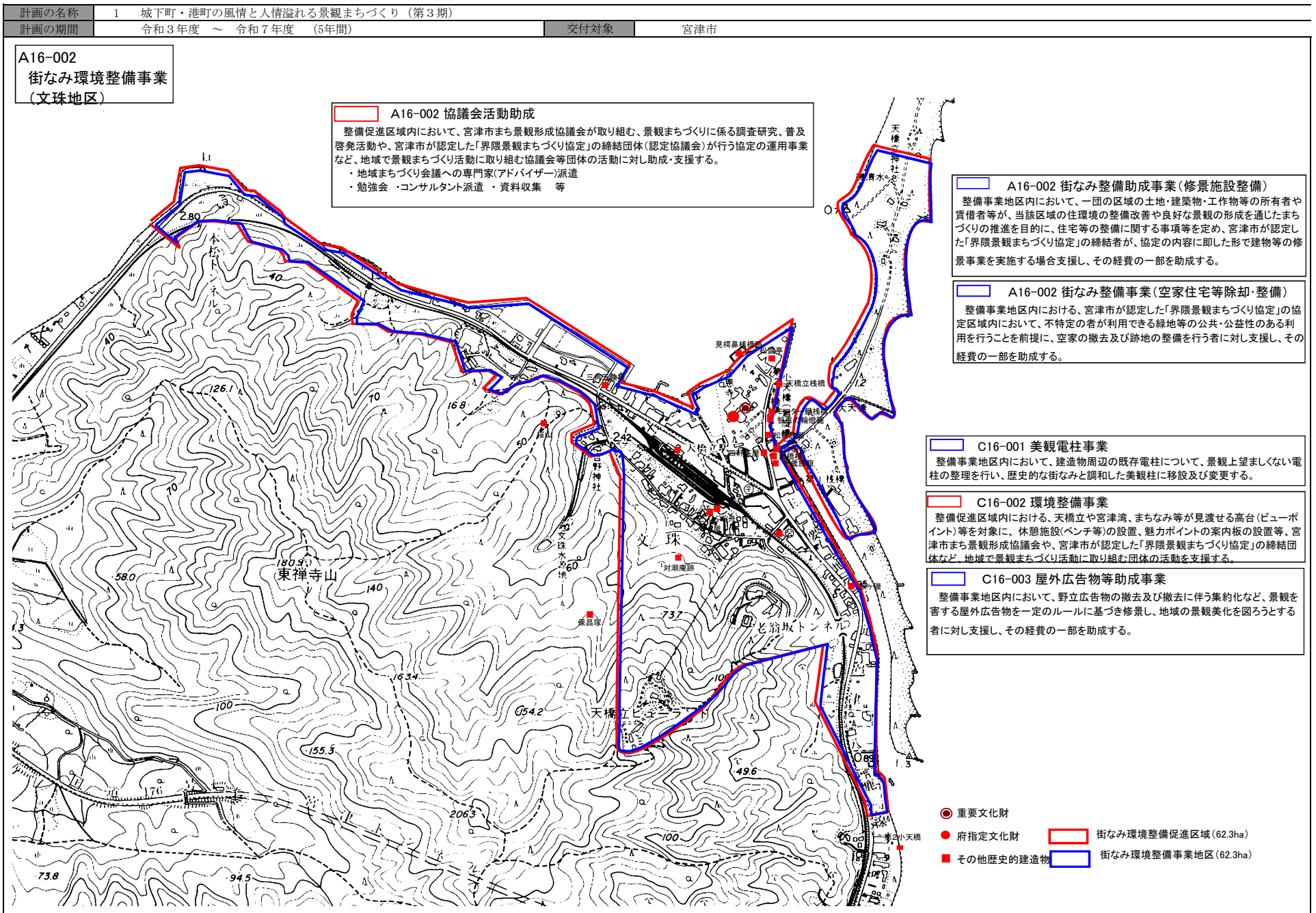
C16-001 美観電柱事業
整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

C16-002 環境整備事業
整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

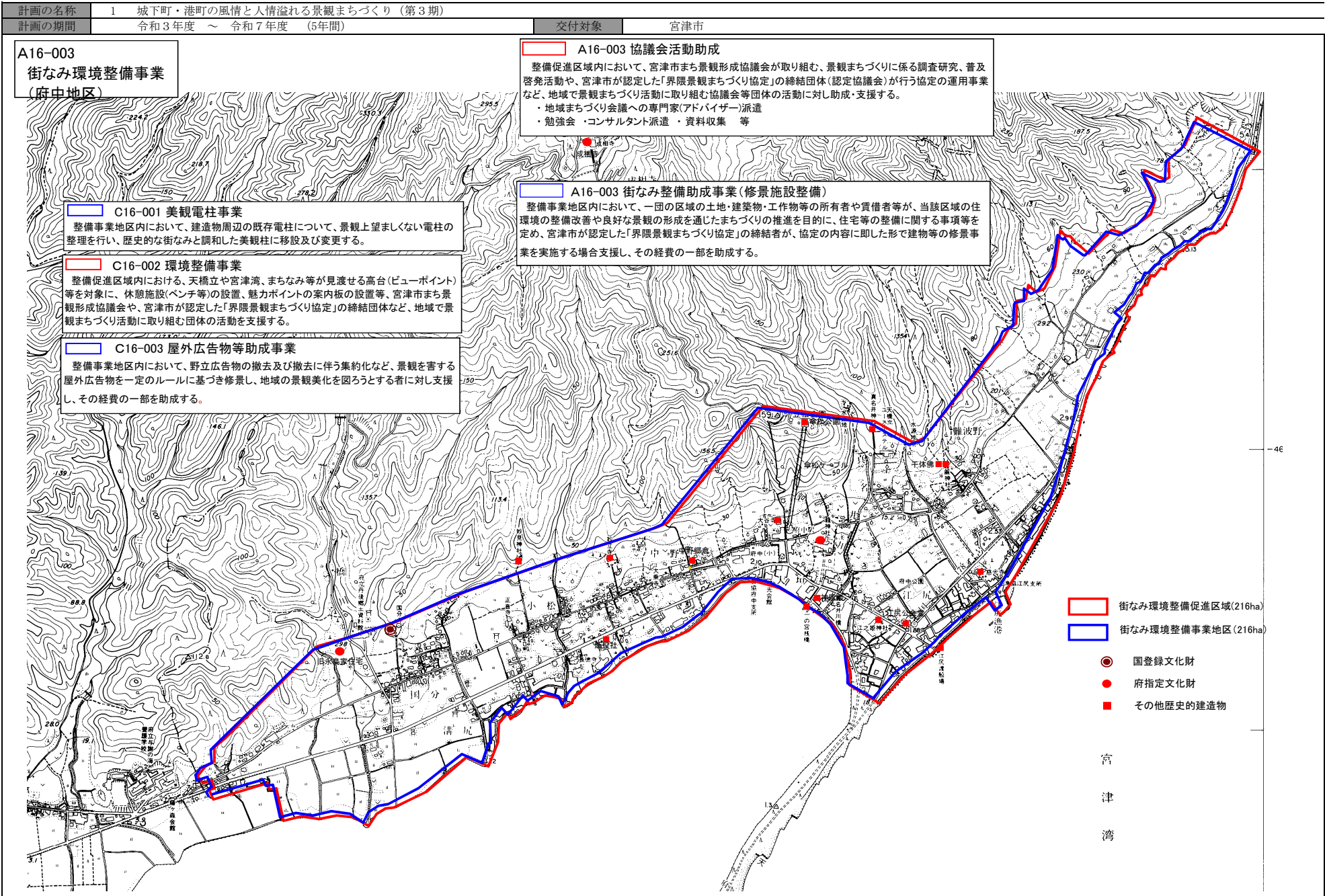
C16-003 屋外広告物等助成事業
整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

- 重要文化財
 - 国登録文化財
 - 府指定文化財
 - 市指定文化財
 - その他歴史的建造物
- 街なみ環境整備促進区域(100.5ha)
 街なみ環境整備事業地区(100.5ha)

(参考図面③) 地域住宅支援



(参考図面④) 地域住宅支援



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	京都府	市町村名	宮津市	区域名	宮津市街地
区域現況	区域の概況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中世以降、城下町、港町として栄え、特に江戸期には北前船による物資の集散地として、宮津節に「縞の財布を空にした」と謳われるほどに賑わいを見せていた。しかし、近代以降、陸上交通が発達する中で港町のポテンシャルが低下し、その面影は少なくなってきたが、高速道路網の整備や鉄道の電化など利便性の向上とも相俟って、観光交流都市としての将来の発展が期待されている。 ・ 景観法に基づく「宮津・天橋立景観計画」の区域内で、本地区は、天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地ゾーンである。 		
	道路の現況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町・港町としての街区形成の名残はあるが、道路舗装等公共施設の老朽化により、色も褪せ不陸も目立ち景観上望ましくない状況である。 		
	公園等の現況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮津湾に隣接した近隣公園があるが、地区内には、小公園、広場等がほとんどなく、子どもや高齢者などが安心して憩える場が不足している。 		
	地区住民のまちづくり活動の概要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元商店主等による「宮津まちづくり研究会」において、集客拠点計画づくりのための勉強会や実証実験などを行うとともに、「楽食楽宴」の実施や地域活性プロジェクトプラン等を策定するなど、地域製品の開発に取り組んでいる。 ・ 平成21年6月には、各地区住民により「宮津市まち景観形成協議会」が設立され、勉強会やシンポジウムなどを通じて景観まちづくりの気運づくりを行い、平成23年3月に、景観まちづくりの方策を提言書としてとりまとめた。 ・ また、平成23年4月には、地域の特性を生かしながら良好な景観形成を推進するため、「西部地区景観まちづくりを進める会」が設立され、住民主体による景観形成ルールを策定された。 ・ このような動きが、隣接する地区にも広がり、住民の連帯意識・地域のアイデンティティが高まり、継続的に魅力的な景観まちづくり、元気なまちづくりを進めることが期待できる。 		
区域の整備に関する基本計画	整備の目標		<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町・港町としての歴史的背景と文化力を持つ宮津地区の魅力強化するため、昔の面影を残すまちなみの保全、修景を進め、街なみ散策型観光を誘導する景観形成を進める。 		
	整備の時期		平成23年度～令和7年度		
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的なまちなみや周辺の歴史資源と連携しながら、誰もが歩いて楽しい道づくりを進めるため、道路の美装化等を行う。 		
		小公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみ散策型観光の歩行者ネットワークによる回遊性や快適性を高めるため、城下町・港町に相応しい便所の改修や柵設置等の修景整備を行う。 		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観との調和に配慮した公共施設の修景整備を行い、伝統的なまちなみの形成に寄与するとともに住環境の改善を図る。 		
	基本事項に関する整備	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的街なみの保全のため、宮津・天橋立景観計画を踏まえ建築物等の修景誘導を行い、連続性のある街なみの形成を図る。 		
敷地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 街なみの連続性に配慮し、私道、門、塀、植栽等による修景整備を住民とともに行う。 			
その他の事項					

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	京都府	市町村名	宮津市	区域名	文珠地区
区域現況	区域の概況		<ul style="list-style-type: none"> 文珠地区は天橋立への入口であり、智恩寺の門前町として栄えた地区。智恩寺には多宝塔や山門、文殊堂など様々な文化財が松林のなかに溶け込む形で建っており、緑と歴史的文化財が調和した景観を形成している。 天橋立の入口には廻旋橋があり、船が行き来するたびに橋が旋回する珍しい光景も見られる。京都丹後鉄道天橋立駅前や智恩寺の参道には、観光客向けの土産物店や飲食店等が建ち並び、観光地としての街なみが形成されている。 		
	道路の現況		<ul style="list-style-type: none"> 京都丹後鉄道天橋立駅前の道路は、歩行者空間の確保等一定の整備はなされたが、それに接続する枝線は景勝地の雰囲気を損なうものとなっており、景観上望ましくない状況である。 		
	公園等の現況		<ul style="list-style-type: none"> 観光拠点としての機能向上を目的とした駐車場と地域住民の憩いの場としての機能を兼ね備えた、天橋立が一望できる都市公園がある。 		
	地区住民のまちづくり活動の概要		<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月には、各地区住民により「宮津市まち景観形成協議会」が設立され、勉強会やシンポジウムなどを通じて景観まちづくりの気運づくりを行い、平成23年3月に、景観まちづくりの方策を提言書としてとりまとめた。 平成23年には、天橋立文珠繁栄会が「天橋立の景観をより良くし、人に優しい町を作る運動」の一つとして、ガードレールや案内看板を、観光地としてふさわしい修景に取り組んだ。 本地区は、平成25年に「海の京都」構想における重点整備地区に、また、平成26年に海の京都観光圏整備計画における滞在促進地区に位置づけられ、さらに魅力ある観光地としていくため官民協働のもとハード・ソフト両面から重点的に整備することとなった。 平成26年には、界限景観まちづくり協定として第1号の認定となる「文珠メソッド」を住民間で締結され、民間建物を中心に修景の取組みを継続中。 このような動きが、隣接する地区にも広がり、住民の連帯意識・地域のアイデンティティが高まり、継続的に魅力的な景観まちづくり、元気なまちづくりを進めることが期待できる。 		
区域の整備に関する基本計画	整備の目標		<ul style="list-style-type: none"> 日本三景天橋立を擁する観光地として相応しいまちなみ景観を形成し、観光振興による地域活性化を目指す。 		
	整備の時期		平成25年度～令和7年度		
	事項 備地区 に施設 関する 基本 の整	通路等	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的なまちなみや周辺の歴史資源と連携しながら、誰もが歩いて楽しい道づくりを進めるため、道路の美装化等を行う。 		
		小公園等	—		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観との調和に配慮した公共施設の修景整備を行い、観光街区のまちなみの形成に寄与するとともに住環境の改善を図る。 		
	基本事項 に宅等 関する の整	住宅	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立に相応しい魅力的な観光街区の形成を図るため、宮津・天橋立景観計画を踏まえ建築物等の修景誘導を行い、連続性のある街なみの形成を図る。 		
敷地		<ul style="list-style-type: none"> 街なみの連続性に配慮し、私道、門、塀、植栽等による修景整備を住民とともに図る。 			
その他の事項					

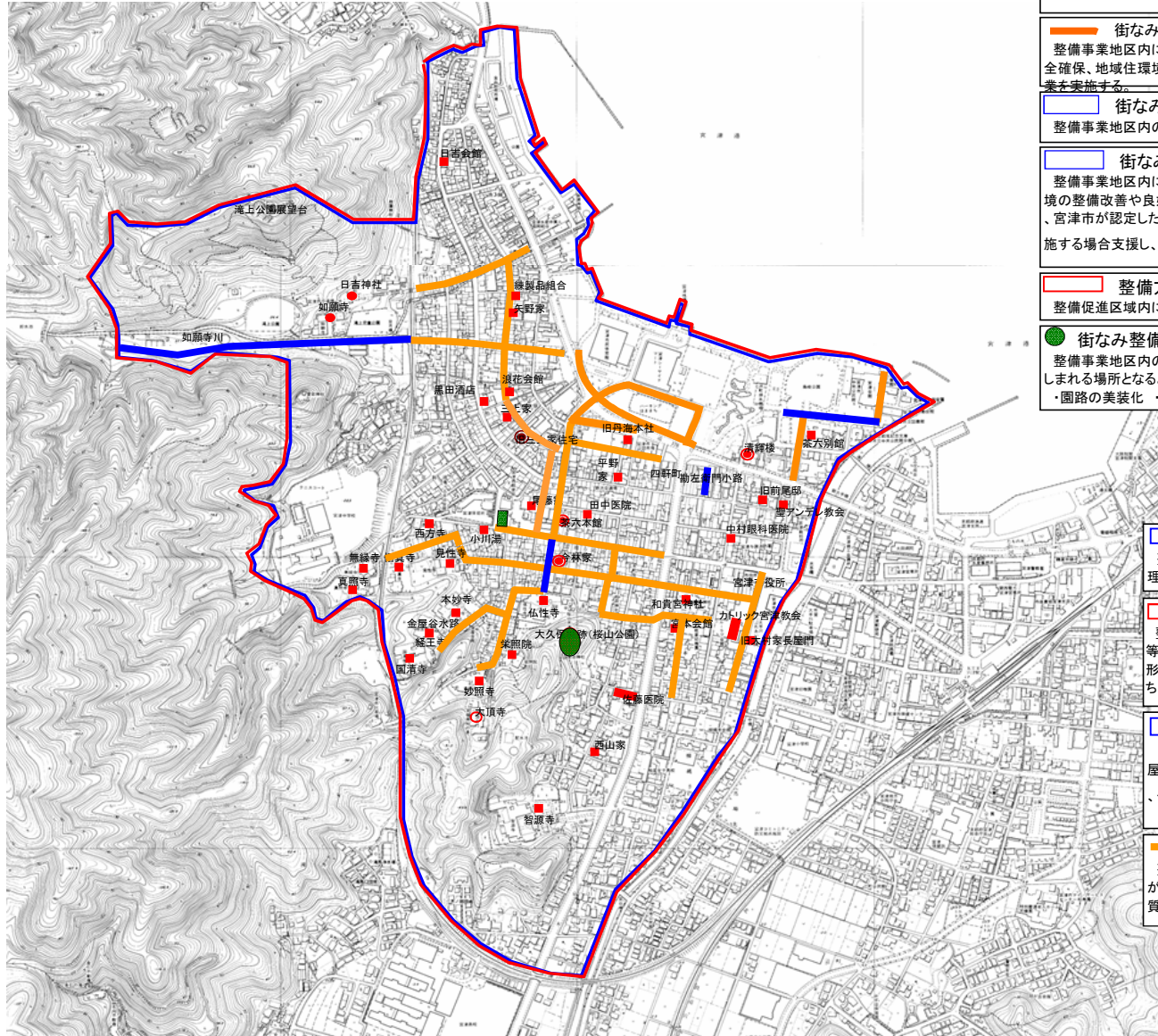
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	京都府	市町村名	宮津市	区域名	府中地区
区域現況	区域の概況	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立のもう一つの入口であり、背後の山の「またのぞき」で有名な傘松公園からは、天橋立をはじめとして元伊勢籠神社の鎮守の森、江尻の街なみなどを俯瞰することができる。 籠神社や真名井神社、成相寺など歴史的建造物が立地し閑静な佇まいを有しており、天橋立を眺めることができる街道沿いには田園地帯が広がり、旧道沿いに集落や社寺が見られる。国分寺跡にほど近い阿蘇海の海岸沿いには溝尻の集落が形成されており、海側には、家屋と船小屋とが合体した、いわゆる「舟屋」が、道を隔てた山側には同様な規模の民家が並び、特徴的な集落景観が形成されている。 			
	道路の現況	<ul style="list-style-type: none"> 観光街区内において、道路舗装の不陸も目立ち景勝地の雰囲気損うものとなっており、景観上望ましくない状況である。 			
	公園等の現況	<ul style="list-style-type: none"> 元伊勢籠神社や西国28番札所、成相寺等の名所附近に、夜間照明を備えた都市公園があり、子どもから高齢者等が利用している。 			
	地区住民のまちづくり活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年6月には、各地区住民により「宮津市まち景観形成協議会」が設立され、勉強会やシンポジウムなどを通じて景観まちづくりの気運づくりを行い、平成23年3月に、景観まちづくりの方策を提言書としてとりまとめた。 平成23年には、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進するため、住民主体の「府中を良くする地域会議」が「府中地区景観まちづくり計画」を策定した。 また、本地区は、平成25年に「海の京都」構想における重点整備地区に、平成26年に海の京都観光圏整備計画における滞在促進地区に位置付けられ、さらに魅力ある観光地としていくため官民協働のもとハード・ソフト両面から重点的に整備することとなった。 平成27年には、本地区内の大垣界限において界限景観まちづくり協定として認定を受けた「大垣界限景観まちづくり協定」を住民間で締結され、民間建物を中心に修景の取組みを継続中。 このような動きが、隣接する地区にも広がり、住民の連帯意識・地域のアイデンティティが高まり、継続的に魅力的な景観まちづくり、元気なまちづくりを進めることが期待できる。 			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 日本三景天橋立を擁する観光地として相応しいまちなみ景観を形成し、観光振興による地域活性化を目指す。 			
	整備の時期	平成25年度～令和7年度			
	事項に関する基本整備	通路等	<ul style="list-style-type: none"> 観光街区のまちなみや周辺の歴史資源と連携しながら、誰もが歩いて楽しい道づくりを進めるため、道路の美装化等を行う。 		
		小公園等	—		
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 景観との調和に配慮した公共施設の修景整備を行い、観光街区のまちなみの形成に寄与するとともに住環境の改善を図る。 		
	基本事項に関する整備	住宅	<ul style="list-style-type: none"> 天橋立に相応しい魅力的な観光街区の形成を図るため、宮津・天橋立景観計画を踏まえ建築物等の修景誘導を行い、連続性のある街なみの形成を図る。 		
敷地		<ul style="list-style-type: none"> 街なみの連続性に配慮し、私道、門、塀、植栽等による修景整備を住民とともに図る。 			
その他の事項					

「整備方針図」

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり	交付対象	宮津市
計画の期間	平成23年度 ～ 令和7年度 (15年間)		

街なみ環境整備事業
(宮津市街地地区)



協議会活動助成
 整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
 ・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
 ・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集 等

街なみ整備事業(道路美化等(その他大臣事業))
 整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
 整備事業地区内の道路美化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

街なみ整備助成事業(修景施設整備)
 整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

整備方針策定
 整備促進区域内において、地域住民等の意見を反映した、景観まちづくり整備方針を策定する。

街なみ整備事業(小公園・広場(その他大臣事業))
 整備事業地区内の小公園・広場・緑地などを対象に、地区の憩いの場として、子どもから高齢者まで皆に親しまれる場所となるよう、周囲の環境に配慮した修景整備を行う。
 ・園路の美化・植栽及びベンチの設置 ・便所の外観修景・柵の設置 等)

美観電柱事業
 整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

環境整備事業
 整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

屋外広告物等助成事業
 整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

路地等助成事業
 整備事業地区内において、魅力的な雰囲気を作り出している路地空間に対し、沿線住民等が策定・締結した景観ルールに基づき、路地等の修景を行う者に対して、その経費を助成し、質の高い住宅環境の創造を図る。

- 重要文化財
 - 国登録文化財
 - 府指定文化財
 - 市指定文化財
 - その他歴史的建造物
- 街なみ環境整備促進区域(100.5ha)
 街なみ環境整備事業地区(100.5ha)

「整備方針図」

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり	交付対象	宮津市
計画の期間	平成23年度 ~ 令和7年度 (15年間)		

街なみ環境整備事業
(文珠地区)

協議会活動助成
 整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
 ・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
 ・勉強会 ・コンサルタント派遣 ・資料収集 等

街なみ整備事業(道路美化等(その他大臣事業))
 整備事業地区内において、当該地区の特徴を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
 整備事業地区内の道路美化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う

街なみ整備助成事業(修景施設整備)
 整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

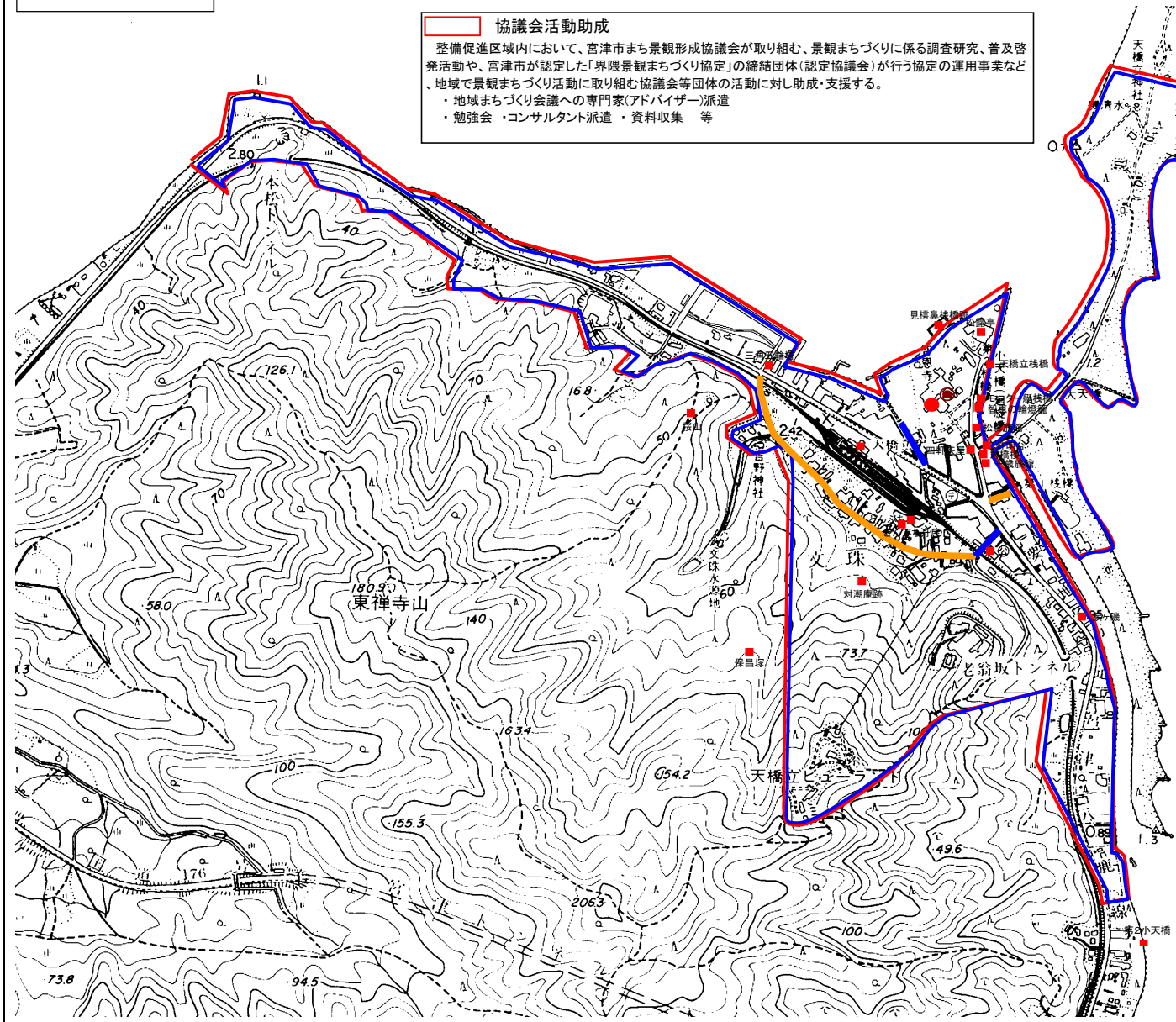
街なみ整備事業(空家住宅等除却・整備)
 整備事業地区内における、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の協定区域内において、不特定の者が利用できる緑地等の公共・公益性のある利用を行うことを前提に、空家の撤去及び跡地の整備を行う者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

美観電柱事業
 整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

環境整備事業
 整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界限景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

屋外広告物等助成事業
 整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

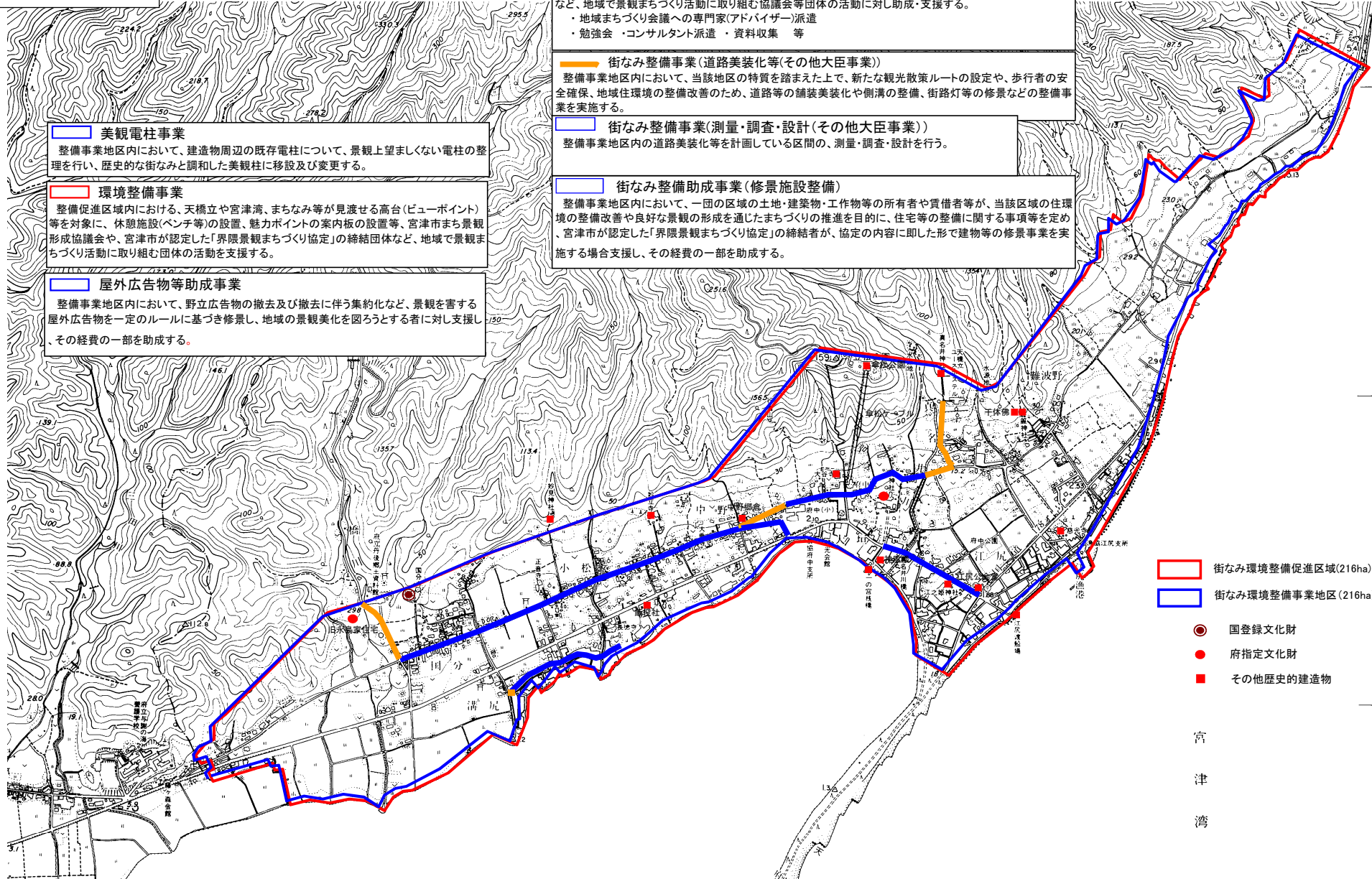
- 重要文化財
- 府指定文化財
- その他歴史的建造物
- 街なみ環境整備促進区域(62.3ha)
- 街なみ環境整備事業地区(62.3ha)



「整備方針図」

計画の名称	1 城下町・港町の風情と人情溢れる景観まちづくり	交付対象	宮津市
計画の期間	平成23年度 ~ 令和7年度 (15年間)		

街なみ環境整備事業
(府中地区)



美観電柱事業
整備事業地区内において、建造物周辺の既存電柱について、景観上望ましくない電柱の整理を行い、歴史的な街なみと調和した美観柱に移設及び変更する。

環境整備事業
整備促進区域内における、天橋立や宮津湾、まちなみ等が見渡せる高台(ビューポイント)等を対象に、休憩施設(ベンチ等)の設置、魅力ポイントの案内板の設置等、宮津市まち景観形成協議会や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体など、地域で景観まちづくり活動に取り組む団体の活動を支援する。

屋外広告物等助成事業
整備事業地区内において、野立広告物の撤去及び撤去に伴う集約化など、景観を害する屋外広告物を一定のルールに基づき修景し、地域の景観美化を図ろうとする者に対し支援し、その経費の一部を助成する。

協議会活動助成
整備促進区域内において、宮津市まち景観形成協議会が取り組む、景観まちづくりに係る調査研究、普及啓発活動や、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結団体(認定協議会)が行う協定の運用事業など、地域で景観まちづくり活動に取り組む協議会等団体の活動に対し助成・支援する。
・地域まちづくり会議への専門家(アドバイザー)派遣
・勉強会・コンサルタント派遣・資料収集 等

街なみ整備事業(道路美装化等(その他大臣事業))
整備事業地区内において、当該地区の特質を踏まえた上で、新たな観光散策ルートの設定や、歩行者の安全確保、地域住環境の整備改善のため、道路等の舗装美装化や側溝の整備、街路灯等の修景などの整備事業を実施する。

街なみ整備事業(測量・調査・設計(その他大臣事業))
整備事業地区内の道路美装化等を計画している区間の、測量・調査・設計を行う。

街なみ整備助成事業(修景施設整備)
整備事業地区内において、一団の区域の土地・建築物・工作物等の所有者や賃借者等が、当該区域の住環境の整備改善や良好な景観の形成を通じたまちづくりの推進を目的に、住宅等の整備に関する事項等を定め、宮津市が認定した「界隈景観まちづくり協定」の締結者が、協定の内容に即した形で建物等の修景事業を実施する場合支援し、その経費の一部を助成する。

街なみ環境整備促進区域(216ha)
街なみ環境整備事業地区(216ha)

● 国登録文化財
● 府指定文化財
■ その他歴史的建造物

宮津湾